

○総務省令第六十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

総務大臣 武田 良太

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(企画官及び国際広報官)</p> <p>第三十六条 国際戦略課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、国際戦略課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>3 国際広報官は、命を受けて、国際戦略課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。</p> <p>(標準化戦略室及び標準化推進官)</p> <p>第三十八条 通信規格課に、標準化戦略室及び標準化推進官一人を置く。</p> <p>2 標準化戦略室は、通信規格課の所掌事務のうち、有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。第四項において同じ。)に関する技術上の規格(将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術に係るものに限る。)を定めるための国、独立行政法人、大学、民間等の連携に関するもの企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 標準化戦略室に、室長を置く。</p> <p>4 標準化推進官は、命を受けて、有線電気通信設備及び無線設備に関する技術の標準化の推進に関する事務(標準化戦略室の所掌に属するものを除く。)を行う。</p> <p>第四十条 削除</p> <p>(多国間経済室)</p> <p>第四十一条 国際経済課に、多国間経済室を置く。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(国際協力調査官)</p> <p>第四十二条 国際協力課に、国際協力調査官一人を置く。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第三十六条 削除</p> <p>(企画官及び標準化推進官)</p> <p>第三十八条 通信規格課に、企画官及び標準化推進官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、通信規格課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 標準化推進官は、命を受けて、有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。)に関する技術の標準化の推進に関する事務を行う。</p> <p>(企画官及び国際広報官)</p> <p>第四十条 国際政策課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>3 国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。</p> <p>(多国間経済室及び企画官)</p> <p>第四十一条 国際経済課に、多国間経済室及び企画官一人を置く。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 企画官は、命を受けて、国際経済課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>(国際展開支援室及び国際協力調査官)</p> <p>第四十二条 国際協力課に、国際展開支援室及び国際協力調査官二人を置く。</p> <p>2 国際展開支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国際協力課の所掌事務のうち国際展開の支援に関する基本的な政策の企画及び立案に関す</p>

<p>2] 「削る」 「略」</p> <p>(情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官) 第四十五条 情報流通振興課に、情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官一人を置く。</p> <p>〔2〕5 略</p> <p>6 デジタル企業行動室は、情報流通振興課の所掌事務(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第七十九条第八号)に規定する事務に限る。)のうち、民間における情報の電磁的流通の規律及び振興に係るものに関する事務をつかさどる。</p> <p>〔7・8 略〕</p> <p>附則 (情報流通行政局郵政行政部貯金保険課保険計理監理官) 第十五条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に、当分の間、保険計理監理官一人を置く。</p> <p>2 保険計理監理官は、命を受けて、総務省組織令附則第二十条第一項第一号に規定する事務のうち保険数理その他の数理に関する事務を行う。</p>	<p>ること。</p> <p>二 国際協力課の所掌事務のうち国際展開の支援に関する事務の総括に関すること。</p> <p>3] 国際展開支援室に、室長を置く。</p> <p>4] 「同上」</p> <p>(情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官) 第四十五条 情報流通振興課に、情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官一人を置く。</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p>6 デジタル企業行動室は、情報流通振興課の所掌事務(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第七十八条第八号)に規定する事務に限る。)のうち、民間における情報の電磁的流通の規律及び振興に係るものに関する事務をつかさどる。</p> <p>〔7・8 同上〕</p> <p>附則 (情報流通行政局郵政行政部貯金保険課保険計理監理官) 第十五条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に、当分の間、保険計理監理官一人を置く。</p> <p>2 保険計理監理官は、命を受けて、総務省組織令附則第十九条第一項第一号に規定する事務のうち保険数理その他の数理に関する事務を行う。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。